

福岡地区水道企業団特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

女性活躍推進法第19条第6項及び次世代育成支援法第19条第5項に基づき、下記のとおり公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1) 採用した職員に占める女性の割合

	R2年度	R3年度	R4年度
男性	15人	15人	20人
女性	21人	20人	25人
合計	36人	35人	45人
割合	58%	57%	56%

※ 上記の数字は非常勤職員。常勤職員については全て福岡市から派遣されているため、福岡市からの派遣については計上しない。

※ なお、非常勤職員については、会計年度任用職員制度が開始された令和2年度より計上。(その他の項目においても同じ。)

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
局長級	0%	0%	0%	0%	0%
部長級	0%	0%	0%	50%	0%
課長級	14%	14%	14%	43%	43%
管理職	10%	10%	10%	40%	30%
係長職	20%	20%	27%	13%	7%

(3) 在職職員に占める女性の割合

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
人数	9人	13人	13人	16人	13人
割合	13%	19%	19%	23%	18%

※ 上記の数字は常勤職員のみ。

(4) 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表 別紙のとおり

※ 【数値目標】

令和7年度までに毎年度、管理職に占める女性の割合を、在職職員に占める女性の割合と同程度以上とする。

《職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職者に占める女性の割合

	R2年度	R3年度	R4年度
男性職員	0人	0人	2人
女性職員	1人	0人	3人
合計	1人	0人	5人
割合	100%		60%

※ 上記の数字は非常勤職員。常勤職員については全て福岡市から派遣されているため、福岡市からの派遣解除については計上しない。

(2) 職員一人当たりの1月当たりの時間外勤務の時間数

【常勤職員】

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本庁勤務職員	11.6時間	11.6時間	11.5時間	14.2時間	21.2時間
本庁外勤務職員	11.4時間	14.0時間	10.1時間	15.1時間	16.0時間
全職員	11.5時間	12.9時間	10.7時間	14.7時間	18.1時間

【非常勤職員】

R2年度	R3年度	R4年度
1.1時間	1.3時間	2.2時間

(3) 年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員数

【常勤職員】

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
本庁勤務職員	0人	2人	2人	3人	5人
本庁外勤務職員	0人	3人	4人	2人	1人

【非常勤職員】

R2年度	R3年度	R4年度
0人	0人	0人

(4) 年次有給休暇の年間平均取得日数

【常勤職員】

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
平均取得日数	12.8 日	15 日	15.7 日	15.5 日	16.7 日
取得率	64%	75%	78.5%	77.5%	83.5%

【非常勤職員】

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
平均取得日数	14.1 日	15.0 日	16.5 日
取得率	77.5%	85.6%	92.1%

(5) 子どもが生まれた女性職員の育児休業取得率

【常勤職員】

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象職員		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
取得者		—	—	—	—	—
取得 期間	1 月未満	—	—	—	—	—
	1 月以上 3 月未満	—	—	—	—	—
	3 月以上 6 月未満	—	—	—	—	—
	6 月以上	—	—	—	—	—

※ 常勤職員については、全て福岡市から派遣されており、育児休業が長期になる場合等は、育児休業取得前に派遣解除となるため、上記の数字には計上されない。

【非常勤職員】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象職員		0 人	0 人	0 人
取得者		—	—	—
取得 期間	1 月未満	—	—	—
	1 月以上 3 月未満	—	—	—
	3 月以上 6 月未満	—	—	—
	6 月以上	—	—	—

(6) 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得者数

【常勤職員】

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象職員		2 人	2 人	3 人	4 人	2 人
取得者		0 人	0 人	0 人	3 人	1 人
取得 期間	1 月未満	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	1 月以上 3 月未満	0 人	0 人	0 人	2 人	0 人
	3 月以上 6 月未満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	6 月以上	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 常勤職員については、全て福岡市から派遣されており、育児休業が長期になる場合等は、育児休業取得前に派遣解除となるため、上記の数字には計上されない。

【非常勤職員】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象職員		0 人	0 人	0 人
取得者		—	—	—
取得 期間	1 月未満	—	—	—
	1 月以上 3 月未満	—	—	—
	3 月以上 6 月未満	—	—	—
	6 月以上	—	—	—

(7) 子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得者数

【常勤職員】

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象職員		2 人	2 人	3 人	4 人	2 人
5 日以上 取得者		0 人	0 人	3 人	3 人	2 人
5 日未満 取得者		2 人	1 人	0 人	0 人	0 人

【非常勤職員】

	R2年度	R3年度	R4年度
対象職員	0人	0人	0人
5日以上 取得者	—	—	—
5日未満 取得者	—	—	—

※【数値目標】

令和7年度までに毎年度、以下の目標を目指す。

- ・ 年次有給休暇の年間平均取得率が前年度を下回らない
- ・ 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率 100%
- ・ 子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 100%

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：福岡地区水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	113.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.5%
全職員	71.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	117.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	172.7%
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	91.9%
16～20年	—
11～15年	98.1%
6～10年	94.2%
1～5年	61.6%

【説明欄】

- ・常勤職員については、女性職員が男性職員よりも職員数に占める管理職員の割合が高い。
- ・勤続年数については、当企業団職員の派遣元である福岡市での在職期間を含んでいる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。